

こんにちは！ 室長の工藤です。

昨日から市民図書館内での展示が新しくなりました。今回のテーマは「県都誕生 150 年！—近代都市への脱皮」というものです。明治 4 年（1871）の廃藩置県を経て、県庁は弘前から青森に移転し、県庁所在地としての青森が誕生しました。今年はそのから 150 年目になるのです。

ところで、なぜ明治政府は県庁を青森に移転することにしたのでしょうか？ これを直接的に記した記録は目下確認されていません。ただ、青森への県庁移転を主張した人物はいます。その人物は野田豁通のだひろみちといい、彼は明治 4 年 9 月 5 日に弘前県大参事（官選の初代県知事に数えられています）に任命され、「着任する前に大蔵省に県行政に関する 21 件の伺いを立てた」（『新編弘前市史』通史編）といます。この伺いのなかに県庁の青森移転のことが出てくるのです。そして、9 月 23 日に県庁の青森移転と青森県への県名変更が決定します。時系列的には野田の主張が影響した…と考えたくなるころではあります。

なお、野田が大蔵省に伺いを立てたのは、同省が財政と内政を所管する省であったことと、もうひとつは弘前県大参事となったものの野田はすぐ任地には趣かず、少しの間大蔵省に勤めていたからです。

つぎに野田が着任するまでの足取りを追ってみます。さきに述べたように 9 月 5 日に弘前県大参事に任命され、その後少しの間大蔵省に勤めます。そして、9 月 25 日に東京を発ち、前任地胆沢県（現宮城県北部と岩手県南部地域）に 5 日間滞在して事務引継を行い、10 月 21 日に青森に到着しています。つまり、野田は県庁移転などが決定した後に東京を出発しているのです。

ですから、野田が着任した 10 月末の県の公文書には「青森県」「青森県出張所」「元弘前県」「元弘前県庁」の文言がみえていますが、「弘前県」の文言はすでにありません。

ただ、実質的な県庁機能がこの時点で青森、弘前どちらにあったのかが判然としません。大蔵省は 10 月 25 日付の文書で、吏員は当分「従前ノ県庁」で事務を執るよう指示を出しています。一方、野田が青森で執務をしていることを伺わせる 10 月 27 日付の文書があって、文書の差し出しは「県庁」となっています。

野田豁通が青森県にやってきた 10 月末から 12 月 1 日の県庁開庁式までの約 40 日間、県の行政がどのように執行されていたのか、まだ分からない部分が多くあるようです。



野田豁通〈明治 2 年撮影〉
（田中万逸編『死生の境 後編』
1912 年 博文館、国立国会図書館
デジタルコレクション）